

平成25年4月4日

民法改正の近時の動向と事業者に与える影響等

弁護士法人ほくと総合法律事務所

弁護士 倉橋博文

1 民法改正の近時の動向

- (1) 近時、民法改正に関して新聞等で大きく報道されているのを目にした方も多いと思われる。例えば、本年3月3日付の日本経済新聞（朝刊）では、「経済の姿を正しく映す債権法の改正に」とのタイトルで、代表的な改正案の項目について触れたうえで、「改正の目的は、時代の変化に合わせて民法を現代化することにある。経済や社会の姿を正しく映す改正とすべきだ」との見解が付されている。
- (2) そもそも債権法の改正と言っても法律家以外には何が改正の対象となっているのか容易には理解しづらいであろう。今回の改正の対象は、正式には、「民法第3編「債権」の規定のほか、同法第1編「総則」のうち第5章（法律行為）、第6章（期間の計算）及び第7章（時効）の規定が検討対象」（法制審議会資料）とされているが、かみ砕いて表現すれば、企業や個人が取引をする際の契約に関するルールやそれによって生じる債権の取扱いに関するルールが見直される、ということである。法人か個人か、事業を行っているか否か、にかかわらずすべての国民が生活をするうえで何らかの経済活動を行っており、その際の根本となる民事上のルールが見直されるということであり、改正内容次第では、その与える影響の範囲は極めて大きいものと想像される。
- (3) では、現時点で何が行われているかと言うと、本年2月26日に法制審議会民法（債権関係）部会によって、「民法（債権関係）に関する中間試案」（以下、「中間試案」という。）が決定され（<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900184.html>）、その内容について、広く意見を募るパブリック・コメントの手続きが実施されることとなっている（当初は本年4月1日から6月3日までの期間で実施される予定であったが、延期になっており、本日現在ではその時期は未定である。）。

法制審議会によれば、民法改正の議論は3つのステージに分けて進められるとされており、現時点では平成21年11月～平成23年4月までの「論点整理」を行う第1ステージと平成23年7月～平成25年2月の「中間試案」の決定に至るまでの第2ステージが終了したところであり、本年4月以降に行われるパブリック・コメント

を踏まえて、最終の第3ステージで民法改正要綱案の取りまとめが行われる予定である。報道によれば早ければ平成27年の国会に法案を提出する予定で作業が進んでいるとのことであり、民法改正は大詰めの作業に取り掛かる前段階、と表現してよい段階に来ている。

2 民法改正が事業者等に与える影響について

(1) 今回の民法改正の対象は、契約に関するルールや債権の扱いに関する事項が中心であり、個人であれ法人であれ改正の影響を受けることになる。しかしながら、個人に比べて契約の締結や債権の管理・回収などを日常的に行っているという意味で、事業者に対する影響はとりわけ大きいものと予想される。もう少し具体的に言えば、これまで使用してきた契約書の多くは民法改正によって規定を見直さなければならなくなるであろうし、債権管理に関するルールが変われば、債権回収の実務にも影響が生じ、事業者によっては社内の債権管理システムの見直しをはからなければならない場合も生じてくるであろう。

(2) 中間試案における改正の項目は多岐にわたっており、項目を記載したもので資料は78頁の分量となり、これに改正内容の説明を加えた資料は約200頁にのぼる(前掲ウェブサイト参照)。

この分量だけ見てしまうと改正内容を理解しようとする気すら起きなくなってしまう方も多いのではないだろうか。ただ、今回の改正は大きく2つの側面があり、一つは明治29年の民法制定以来ほとんど改正されていない内容について現在の社会・経済の実態に合わせた改正を行う側面と、もう一つは、民法制定からこれまでの間に蓄積された判例・解釈を明確化するための規定を設ける側面である。後者の側面で行われる改正についてはこれまでの実務を踏襲して規定を設けるだけであるから、改正の影響は実質的には少ないと言える。そこで、事業者としては、改正によってこれまでの実務を変更する前者の側面での改正内容を中心に対応を行っていけば実務的には足りるということになるだろう。筆者の個人的な感想としては、民法改正の議論が始まった当初に比べて現在の中間試案で示されている内容は、実質的な改正と言える前者の側面の改正内容は相当少なくなっているものと感じている。したがって、影響が大きいことには変わらないが、金融機関などを除く一般の事業者に対する民法改正の影響は、改正事項の全体のボリューム感からすれば限定的である、ということは言ってもよいのではないかと思っている。

(3) いずれにせよ改正案が固まっていくのはこれからであり、実際に何がどのように改

正されるかは未知数である。したがって、現時点で示された中間試案の内容を先取りして対応を始めるというのは現実的ではない。現時点でやれることとすれば、中間試案の内容を検討し、自社の業務に影響を及ぼす改正内容が何であるかを把握し、そのうえで4月以降のパブリック・コメントに意見を提出して今後の改正の方向性に少しでも影響を与える、ということが考えられるであろう。既にこれまでの検討段階で各種の業界団体から意見が出されており（論点整理の段階で、平成23年6月1日～8月1日までパブリック・コメントの手続きが行われた。）、今回のパブリック・コメントでも業界団体を通じて意見を述べるということが広く行われるものと想定されている。また、改正内容の詳細はともかく、改正項目は概ね明らかになってきたことから、当該改正項目において、特に自社の業務と関係のある項目が含まれているかを検討しておく、ということは決して無駄ではないであろう。

- (4) 以上、民法改正の状況等について概括的に記載したが、多岐にわたる改正項目のうち、多くの一般の事業者にとって共通して影響を与えると思われる項目として、本稿では、①保証、②法定利率、③約款、④消滅時効の各項目につき改正内容を取り上げ、事業者に対して与える影響も含めて紹介したい。

3 中間試案における改正案の主な項目について

(1) 保証について

① 個人保証の制限

中間試案では、事業者の金銭借入を内容とする債務を主債務とした「個人」による保証契約を原則として無効とする、との案が示されている。

これは特に中小企業において多額の債務を保証したことによって保証人の生活が破綻に追い込まれるケースを防ぐ狙いである。ただし、例外として、特に中小企業では他に物的担保として提供できる資産も少ないこと、財務諸表の信頼性が必ずしも高くなく経営者に規律を求める必要性があることなどの理由から、主債務者の「経営者」による保証は許容する方向での議論がなされている。例外として許容される「経営者」をいかなる範囲の者と定義するのかは、今後検討する課題であるとされているが、債権者にとって保証人とできる要件は明確でなければならないことは言うまでもない一方、明確さを重視して形式的な要件を定めた場合、そこでいう要件を満たす「経営者」と実態として個人保証をすべき「経営者」の範囲を一致させることが出来るかといった立法技術的な難しさもあり（例えば、登記上は妻を代表者にしつつ実態上は夫が取締役として経営を行っている場合、当該妻の個人保証を取り付けてよいのか、逆に当

該夫から個人保証を取り付けることができないのは不都合ではないか、といった問題である。)、今後の議論による深化が待たれるところである。

② 契約締結時の説明義務

また、事業者である債権者は、個人を保証人とする保証契約を締結する場合、保証人に対して主債務の内容等の一定の事項（保証人が主債務者からの委託を受けて保証をする場合は主債務者の信用状況を含む。）を説明する義務を負い、債権者がこれを怠った場合に保証人は保証契約を取り消すことができる旨の改正案が示されている。

当該改正案は銀行や貸金業者でなくとも事業者が債権者であれば適用されることが前提となっているようであり、取引上の債務について代表者の個人保証を取り付ける場面など一般の事業者にも影響を及ぼす内容である。

通常は保証契約書上に説明事項をあらかじめ記載しておくことで対処可能であろうが（主債務者の信用状況が説明事項に加わる場合には、個別事案ごとに説明事項を追記するなどしなければならないことにはなる。）、債権保全の緊急的な場面において、念書などの形式で個人から保証を取り付けるということも実務上はしばしば見られるところであり、そういった債権保全の場面でも説明義務を履行したことを証拠として残しておかないと、後に保証契約を取り消されてしまうということがあり得る点で注意が必要となる。

③ 保証債務の減免制度・比例原則の導入

その他に、保証人が個人である場合にその責任を制限する方策として、裁判所が保証契約に至る経緯や保証人の支払い能力等の一切の事情を考慮して保証債務を減免することができる制度が提案されている。また、保証債務の内容が保証を行った当時の保証人の財産・収入に照らして過大であった場合に、過大部分の保証債務の請求をできないこととする、いわゆる「比例原則」の導入も提案されている。

これらも改正が実現した場合、保証契約を締結する際の実務に大きく影響を与えることになるものと予想される。

(2) 法定利率

現在の民法では法定利率は年5%で固定となっている。これを経済情勢の実態に合わせて引き下げたうえで、日本銀行が発表する基準貸付利率に連動させる変動制とする改正案が示されている。また、これにともなって、年6%で固定となっている商事法定利率も廃止もしくは変動制になった民法上の法定利率に年率1%を加えた利率にするなどの改正を行う必要があるとの考えも示されている。

債務が履行されない場合の遅延損害金の計算に影響を与えることとなるため、債権管理を行う場面で影響が出る改正であり、債権管理をシステム的に行っている企業であれば、システムの見直しも必要となってくる。

なお、損害賠償額の算定にあたって将来の逸失利益を現在価額に換算するために利息分を控除（中間利息控除）するに際しては、現在の判例では年5%の法定利率を用いることとされている。この点については上記のように法定利率を変動制に改正したうえで、中間利息控除にも変動制の法定利率を適用する旨の規定を設けるという考え方もあり得るが、どの時点の法定利率を適用するかの疑義が生じる等の理由から、中間試案では中間利息控除に適用する利率には固定制の法定利率を用いる旨の規定を設ける案が示されている。

（3）約款

① 約款を契約内容とするための要件

保険契約や銀行取引、その他にも鉄道や一定の施設を利用する場合などの日常のあらゆる場面において「約款」が利用されているが、現行の民法には約款に関する規定が存在しない。そこで、中間試案においては、約款の定義を民法で定めるとともに、約款が当事者の契約内容となるための要件を規定する改正案が示されている。

具体的には、約款の内容を契約内容とするためには、⑦契約当事者が契約に約款を用いることを合意していること、④契約締結時までに顧客が合理的な行動をとれば約款の内容を知ることができる機会が確保されていること、の2つの要件を満たす必要があるとの改正案が示されている。また、これらの2つの要件を満たす場合でも、その約款中に含まれているとは合理的に予測できない条項（不意打ち条項）があるときは、例外的に当該条項は契約内容とならないとの考えも示されている。

② 約款を変更するための要件

多数の当事者との契約内容となった約款を改定する場合に、契約の相手方の個別の同意を必要とすると、実際上は約款を改定することが極めて困難になる。そこで、相手方の承諾がなくとも、約款変更の必要性・合理性があり、かつ、相手方から同意を取り付けることが著しく困難な事情があれば、事業者側の判断で一方向的に約款を変更することを可能とする改正案が示されている。

約款に関する規定が存在しないことによる法的な不安定さを解消するという意味ではこれらの改正による新規定の導入は、約款を利用する事業者にとってメリットと

言うこともできる。ただし、規定された要件が過重な場合、かえって現在の実務を阻害する要因ともなってしまう虞があり、約款を利用する事業者にとって影響の大きい改正項目であると言える。

(4) 消滅時効

現行民法では職業別の細かい区分に基づいて3年・2年・1年の時効期間を定めた短期消滅時効の制度が存在している。この短期消滅時効制度は区分の適用をめぐって煩雑な判断を強いられるなどの不都合があるとの指摘がなされていた。そこで短期消滅時効の制度を廃止し、そのうえで時効期間が長期化することを避けるため時効期間全般について、現行の10年から5年に一律に短縮するなどの改正案が示されている。また、これとは逆に、特に生命・身体の侵害による損害賠償請求権については、被害者を保護する必要性が高いことから、より長期の時効期間を設ける内容の改正案が示されている。

消滅時効の期間が変わることにより、事業者にとっての債権管理にも影響を及ぼすことになる。法定利率の変更と同じように、債権管理をシステム的に行っている事業者にとってはシステムの変更などの対応も必要になってくるであろう。

4 最後に

個々の項目ごとに中間試案で示された改正案に対する賛否は、その置かれた立場（事業者なのか個人なのか、債権者側となることが多いか、債務者側となることが多いか等）によって異なってくることもあり、民法改正要綱案が取りまとめられるまでにはまだまだその内容に曲折があることが予想される。したがって、今回の中間試案の内容が実際の民法改正要綱案にどの程度反映されるのかは未知数のところもあり、今後も民法制定以来の大改正の動向に注目していく必要があると考えている。

本稿では民法改正に関する総論的な内容を紹介し、また中間試案として示された改正案のうちのごく一部を採りあげたが、その他の論点についても事業者に及ぼす影響の大きな内容のものが多数あり、それらについては別の機会に紹介ができればと考えている。

以上

著者略歴

- 平成12年 3月 早稲田大学法学部卒業
- 平成13年 4月 司法研修所入所（司法修習期：55期）
- 平成14年10月 原田・尾崎・服部法律事務所入所（第一東京弁護士会入会）
- 平成18年 8月 金融庁検査局総務課（専門検査官）
- 平成19年 7月 総務省行政評価局・年金記録問題検証委員会担当を併任
- 平成20年 8月 証券取引等監視委員会事務局証券検査課（専門検査官）
- 平成22年 8月 LM法律事務所入所（第一東京弁護士会）
- 平成25年 1月 弁護士法人ほくと総合法律事務所にパートナーとして参画

主な関与事件

会社更生事件（大手消費者金融業 管財人代理）、民事再生事件（飲食業・製造業・建設業等 申立代理人・管財人代理）、第三者調査委員会（アンビシャス市場上場企業 調査委員長）

執筆・講演等

- 「保険業界の暴排条項対応」（共著 金融財政事情研究会）
- 「こんなときどうする 会社の法務 Q&A」（共著 第一法規）
- 「会社法関係法務省令 逐条実務詳解」（共著 清文社）
- 「反社会勢力からの企業防衛 経営者のための法務対応マニュアル」（共著 日経 BP 社）
- 「ここが知りたい会計参与の実務 Q&A」（共著 中央経済社）
- 「新会社法 A2Z 非公開会社の実務」（共著 第一法規）
- 「Q&A 新会社法の要点」（共著 新日本法規）
- 「個人情報保護と民暴対策-「反社会的勢力情報」の法理と活用-」（共著 金融財政事情研究会）
- 「民事介入暴力の法律相談」（共著 学陽書房）
- 「最新破産法」（共著 新日本法規）
- 「事業再生セミナー・金融円滑化法終了を踏まえた事業再生の最新実務」（平成25年3月・札幌商工会議所）
- 「悪質クレームの手口とその対応方法」（平成24年11月・特暴協中野地区研修）

掲載日：2013年4月26日